

一般財団法人
ブランド・マネージャー認定協会

IB インストラクター資格基本契約書
(2026年2月20日新版)

一般財団法人ブランド・マネージャー認定協会 IB インストラクター資格基本契約書

一般財団法人ブランド・マネージャー認定協会（以下、「甲」という。）と後記 IB インストラクター資格者（丙）欄に署名をした者（以下、「丙」という。）、株式会社イズアソシエイツ（以下、「乙」という。）と丙とは、次のとおり本契約を締結する。

（目的）

第1条 インターナルブランディングによる企業変革を推進するため、IB プラクティショナー資格者が、社内実践リーダーとして、自社内の仲間づくりなどの活動を支援する新たな資格を設定し、権限と条件を明らかにする。

（適用範囲）

第2条 本契約は、乙がインターナルブランディングコース、インターナルブランディングに関するその他の講座の運営管理を行い、甲が講座等の企画、制作、開催、監修並びに資格の認定を行うブランド・マネージャー資格に関する教育事業（以下、「本事業」という。）における甲と丙との間並びに乙と丙との間の契約関係に適用する。ただし、本契約に定めのない条項については、別途書面による個別の契約において定めるものとする。

（個別契約との関係）

第3条 甲と丙又は乙と丙とが、本契約の締結後、本契約とは別の書面により、本契約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その別の書面の約定が優先する。

（インストラクター資格の取得）

第4条 甲は丙に対し、インターナルブランディング IB プラクティショナー以上の資格および、スタンダードトレーナー以上の資格（以下、「トレーナー資格」という。）を保有する者に対し、インターナルブランディング IB インストラクター資格（以下、「IB インストラクター資格」という。）を付与するものとする。

2 IB インストラクター資格の付与は、本契約を締結した後に、丙が甲に対し、認定料（3万円（消費税別））を支払い、かつ、甲が丙に対し、認定証の発送をもってその旨の通知をすることにより効力を生じる。

3 IB インストラクター資格の有効期間は、トレーナー資格の有効期間中とし、トレーナー資格の更新時にトレーナー資格更新費を支払うことで IB インストラクター資格の更新をすることが出来る。

4 丙が、次に規定する全ての要件を満たした場合、本契約の効力は更新されたものとし、丙は IB インストラクター資格の付与を受け続けるものとする。

- (1) トレーナー資格の更新条件を満たすこと
 - (2) 甲が別に定める更新料を支払っていること
 - (3) 甲より本契約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと
 - (4) 次項の異議を述べていないこと
 - (5) 本契約に違反していないこと
- 5 更新の日より2か月前までに、甲が丙に対して本契約の条項の変更をする等更新後の契約内容を変更する旨及び変更後の内容を通知した場合において、丙が甲に対し同通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の契約内容は同変更内容どおりに変更されたものとみなす。
- 6 前項の場合を除き、更新後の契約内容は更新前と同一とする。

(丙の権利等)

第5条 丙は、IBインストラクター資格の付与を受けた場合は、インターナルブランディング入門セミナー（以下、「入門セミナー」という。）を社内（丙が役員又は従業員の地位にある団体その他の組織内をいう。本契約において同じ。）に限り開催する権限を有するものとする。

(入門セミナーの開催)

- 第6条 丙は、甲の監修、企画・制作による入門セミナーを社内に関し開催することが出来る。
- 2 丙の主催する入門セミナーは、無料で提供しなければならないものとする。ただし、丙が、甲及び乙との間で別途「IB資格基本契約書」に基づくIB資格を有する場合はこの限りでない。
 - 3 甲は、丙から入門セミナーの開催を希望する旨並びに開催日時及び場所の通知を受けたときは、丙に対し、入門セミナーのテキストデータを提供し、丙は、次のような編集を可能とする。ただし、順序の変更は不可とする。
 - (1) 社内事情に合わせて（文言やケース）詳しく説明する資料を加えること
 - (2) 宣伝的なスライドを削除すること
 - 4 丙は前項の編集後、使用前に甲に確認を取らなければならない。甲は、内容によっては、丙に修正を依頼することもできる。丙はその依頼を受けなければならない。
 - 5 乙は、入門セミナーの開催中はいつでも、開催場所に立ち入り、同セミナーの内容を確認することが出来るものとする。
 - 6 丙の主催する入門セミナーの運営にかかる費用は、丙の負担とする。
 - 7 丙は、入門セミナーの受講者から要望、クレーム等を受けた場合は、その内容及び対応の内容を甲及び乙に対し速やかに報告をしなければならない。

- 8 丙は、入門セミナーの内容について動画撮影又は音声録音をしてはならず、受講者に対してもそれらを許可してはならない。ただし、甲の許可のある場合又は私的に利用する目的の範囲内であればこの限りでない。
- 9 丙が本条により生じる義務に違反した場合、甲は丙に対し、直ちにその主催する入門セミナーの開催の中止を求めることが出来る。その中止により入門セミナーの受講生において損害を生じた場合は、全てその賠償は丙においてなすものとし、丙は甲及び乙に対し求償は出来ない。
- 10 その他、丙が入門セミナーの開催において遵守すべき事項（内容、開催の細目、丙の行動規範及び倫理規定を含むがそれらに限られない。）については、甲が別に規定する講座主催の要綱に基づくものとし、丙は同要綱を遵守して入門セミナーを開催しなければならない。なお、同要綱は、甲が適宜改訂を行うことが出来るものとし、改訂をする場合には、甲はその旨及び改訂後の内容を丙に対して通知するものとする。
- 11 丙は、自己の責任と費用負担により入門セミナーを開催するものとし、甲及び乙は、丙の同セミナー開催に関し、何らの責任も負わないものとする。

（ロゴの使用）

第7条 丙が乙の保有するロゴを使用する場合は、甲が別に定めるロゴ規定書に従わなければならない。

（通知の方法）

第8条 甲又は乙から丙に対する通知の方法は、Eメール、その他甲又は乙が定める方法をもってすれば足りる。

（変更の届出）

第9条 丙は、甲又は乙へ届け出たその氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、その他の個人に関する情報に変更が生じた場合には、その変更があった時から1週間以内にその旨及び変更後の内容を甲又は乙に対して通知しなければならない。

2 甲及び乙は、丙が前項の通知を行わなかったことによる丙の不利益についての責任を負わないものとする。

3 甲又は乙から丙に対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとみなす。

（広報等）

第10条 丙が入門セミナーの開催の広報（PR）を行う場合は、社会通念に照らし適切な方法をもってする。

2 丙が甲の名称又は丙の有する IB インストラクター資格の名称を使用して、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、Web メディア等に出演、掲載されようとする場合は、事前に甲にその旨を通知しなければならない。

(委託等の禁止)

第 1 1 条 丙は、第 6 条第 1 項により入門セミナーを開催する場合、その IB インストラクター業務を第三者（丙の使用人を含む）に行わせることは出来ない。

(契約の地位)

第 1 2 条 丙は、本契約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに契約上の地位（本資格の付与を受けた地位を含む。）を第三者に承継することができず、丙が死亡した場合、本契約の効力は終了するものとする。

(類似的商標出願の禁止)

第 1 3 条 丙は、本契約の有効期間中並びに本契約の有効期間が終了した場合においても、甲、乙及びそれらの代表者並びにその代表者が主宰する法人が設定の登録の出願をした商標について、当該商標と同一又は類似の文字列、図形及び記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならないものとする。

(解除と資格の喪失、停止)

第 1 4 条 丙が次のいずれかの事由に該当した場合、甲及び乙は本契約を解除し、丙の IB インストラクター資格を一定期間の停止、丙の IB インストラクター資格を喪失させることが出来る。

- (1) 甲の同意なく第三者に対し、入門セミナーのカリキュラム内容の情報の配布、頒布、貸与及び販売を行った場合（ただし、第 2 1 条第 1 項の定めに反しない使用方法については除く。）
- (2) 甲の同意なく入門セミナーのカリキュラム内容及びテキストを改変し使用した場合
- (3) 本契約又は法令に違反した場合
- (4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (5) 第 6 条第 3 項の規定により通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合
- (6) 甲又は乙の事業活動を妨害する等により、甲又は乙の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (7) その他丙が IB インストラクター資格の付与を受け続けることが妥当でないと、甲又は乙が判断した場合

- (8) 甲や乙の関係者や顧客・他の資格者に対して、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント等の行為を行った場合
- (9) 甲や乙の名誉を著しく傷つける行為をした場合

(資料・情報等の返還)

第15条 丙は、IBインストラクター資格を喪失した場合、ただちにカリキュラム内容その他の本事業に関連して甲から受けた資料その他一切の情報を甲に返還するものとする。

(資格の再取得)

第16条 丙は、IBインストラクター資格の有効期間の経過により資格を喪失した場合、甲と別途協議することで、同資格を再取得することが出来る場合がある。

(甲及び乙の免責)

第17条 丙が第6条第1項の規定に基づき入門セミナーを開催中、第三者に対し損害を加えた場合においても、甲及び乙は、丙及び第三者に対し何らの責任を負わず、丙から一切の求償を受けないものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 甲は、丙より入門セミナーの受講者の個人情報を取得した場合は、甲において定める利用目的の達成に必要な範囲で同情報を取扱うものとする。

2 甲、乙及び丙は自らが個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱業者に該当する場合は、同法及び同法の関係法令並びに経済産業省の示す同法に関連する各種のガイドラインを遵守し、個人情報を適正に取扱うものとする。

(秘密保持)

第19条 丙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後、本契約期間中に甲又は乙によって開示された、又は本契約の履行過程で取得した、甲又は乙固有の技術上、営業上その他事業の情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密として扱うものとし、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(競業禁止)

第20条 丙は、本契約の有効期間中は、甲の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもって本業務と同種又は類似の役

務を提供してはならず、いかなる従事もしてはならない。

- 2 丙は、本契約の有効期間終了後2年の間は、甲の書面による事前に同意がある場合を除き、甲又は乙が所在する都道府県において、前項の行為をしてはならない。

(禁止事項)

第21条 丙は、甲又は乙の著作権その他の権利に帰属する教材を、甲の事前の承諾がある場合を除き、第三者に対して、開示又は使用してはならず、また、教材を改変して使用してはならないものとする。ただし、第5条及び第6条に基づく入門セミナーの開催を除く。

- 2 丙は、入門セミナーの開催にあたり、甲の名称を当該セミナーの会場名、セミナー名その他の用途に使用したい場合には、予め具体的な資料を示して甲の承諾を得なければならず、甲に無断で使用してはならないものとする。

(損害賠償)

第22条 丙は、甲又は乙に対し故意又は過失により本契約に違反したことにより損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負う。

- 2 丙は、甲に無断でIBインストラクター資格を用いてインターナルブランディングコース及びインターナルブランディングに関するその他の講座(インターナルブランディング入門セミナーを除く。)を開催した場合、違約金としてその講座により受けた利益(受講料その他何らの名目を問わず、受講者より受けた金額の全額とする。以下、本条において同じ。)の倍の額を、甲に支払わなければならない。

- 3 丙が甲に対し、第6条第3項の規定により通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合、丙は違約金としてその講座開催により丙が受講者より受けた利益の倍の額を、甲に支払わなければならない。

(確認条項)

第23条 本資格の付与は、甲が丙に対して、丙の事業における成果を何ら保障するものでなく、又、入門セミナーの開催を含めた丙の行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認する。

- 2 甲と丙とは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合弁等の関係がないことを確認する。

(契約内容の変更)

第24条 本契約の内容は、書面をもって変更することが出来る。

(訴訟管轄)

第25条 本契約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第26条 甲及び丙、乙及び丙は、本契約の内容について協議の必要が生じた場合、信義誠実の原則に従い、円滑に解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各自1通を保有する。

(甲)

東京都新宿区新宿一丁目36番7号
一般財団法人ブランド・マネージャー認定協会
代表理事 岩本 俊幸

(乙)

東京都新宿区新宿一丁目36番7号
株式会社イズアソシエイツ
代表取締役 岩本 俊幸

(丙)